

マンションコミュニティづくりにおける子育て支援事業実施要綱

制定 平成 24 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 近年西区においては、高層マンションが次々と建設され、少子高齢化が進む中においても子育て世帯の転入、出産が増加している。また核家族化により家族関係の変化や住民相互のコミュニティの希薄化が進行し、地域との関わりを持たない子育て世帯も増加してきている。

現在、地域で行われている子育てサークル（サロン）に参加できていないマンション居住世帯を支援することにより地域の子育て世代との交流をすすめ、孤立を防ぐとともに地域コミュニティに参加を促し、積極的に子育て支援を提供することにより児童虐待防止を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 西区内のマンションに居住する未就学児とその保護者

(事業名称)

第 3 条 マンションコミュニティづくりにおける子育て支援事業「にっしー広場」

(事業主体)

第 4 条 西区役所保健福祉課 子育て支援室

(事業内容)

第 5 条

(1) 事業項目

開催希望のあるマンションの集会室等で開催し、次の事業のうち希望する項目を実施し、複数の選択も可とする。

- ア 玩具を利用した遊びの提供
- イ 各種子育て相談の実施

(2) 実施時間・回数

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前 10 時から午前 11 時 30 分までとし、1 回の実施時間は 1 時間 30 分までとする。事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）における実施は 1 会場あたり年間 2 回までとする。

(3) その他

地域コミュニティへの参加を促すため、「にっしー広場」運営に児童委員・主任

児童委員、N P O 法人、ボランティアへ協力を求めることができることとする。

(運営)

第 6 条

(1) 利用申込

利用希望者は、電話・FAX または様式 1 の提出により、第 4 条 事業主体へ申し込む。

(2) 参加申込

「にっこり広場」に参加しようとする者は、定められた期日までに様式 2 により参加申し込みを行う。

(3) 会場使用料

会場使用料が発生する場合は、事業主体負担とする。

(4) 行事保険

参加者は行事保険に加入する。なお費用は事業主体負担とする。

(5) 玩具利用

事業主体が管理する玩具を使用する。

(6) その他

参加における注意事項（別紙 1）を参加者へ周知する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。



「にっしー広場」参加についてのお願い

- ♪ 子どもだけの参加はできません
- ♪ 授乳以外の飲食はご遠慮ください
- ♪ ごみは各自でお持ち帰りください
- ♪ 子どもさんがケガをしないよう、保護者の方が責任をもって見てください
- ♪ カメラ・ビデオ等の撮影はご遠慮ください
- ♪ 営利目的、政治目的での参加はできません

子育て支援サークル「にっしー広場」

あなたのマンションの集会室へ区役所の保育士がおもちゃを持って行き「にっしー広場」を開催します。お子さんと一緒に遊びながら子育てについてお話ししませんか？同じマンションの子育て仲間が見つかりますよ。子育て中の悩みや、子育て情報などいろいろな話を共有できるといいなと思います。

お住いのマンションでの「にっしー広場」開催を希望される方はお気軽にお申込みください。



以下の利用申込書にご記入の上 FAX か区役所 3 階 38 番窓口までお持ちください。
電話での申し込みもできます。

★集会室等がない場合は地域の会館が利用できる場合もあります。ご相談ください。



西区役所 保健福祉課 子育て支援室
電話06-6532-9936 (9:00~17:00 対応)
FAX06-6538-7319

----- きりとり -----

「にっしー広場」利用申込書

事 項			お子様の年齢
申込者	お名前		歳 か月
	電話番号		
住所			お子様の呼び名
マンション名			

様式 2



マンションコミュニティづくりにおける子育て支援事業

「にっしー広場」参加申込書

事 項		
申込者	・ お名前	参加する お子様の年齢 (○歳△か月)
	・ 連絡先	
日 時	令和 年 月 日 () 10:00~11:30	参加する お子様の呼び名
号室	○○マンション 号室	